

国をおさめる三つの機関
私たちの国家には他の民主的文化國家と同じように國をおさめてゆく三つの機関があります。
国会内閣と裁判所がそれです
この三つの機関の役目は簡単にいいますと次のとおりです。

正しい生活はできませぬ
しかもその規律は一部の
人が勝手にきめたのでは
困りますそこで私たちは
私たちの代表者を選びそ
の代表者が集つて社会の
規律つまり法律を定めま
す

そしてそれを動かしてゆ
くうえに必要な経費のこ
とをきめますこれが国会
の役目です

△内閣

国会の定めた法律に従つ
てその法律を実施すること
とたとえば法律に定めた
学校を作つたり法律のき
めたとおり税金を取り立
てたりするのが内閣の役
目です。

△裁判所

しかしせつかく國金がよ
い法律を作つても一部の
國民がそれを無視して行
動したり公務員が法律に
従わない行政をしたので
はとうてい秩序は保たれ
ません。

また国会が私たちの總意
によつてできている一番

私たちの保障する和やかな権利をふみにじられ結局私たちは正しい平和で幸福な生活はできませんそこでそういうことがないように国民のため社会のために憲法や法律が正しく行われるようにする番人が必要ですこれが裁判所なのです

二、舉式及披靈の参列者は近親者とし二十名内外にとどめること。

蒲生町冠婚

(4) 舉式の總經費を新郎夫婦四の割合で分担せう。
(5) 式服は新郎新婦共隨着とする(但し新調は受けない)貸衣裳等を利用
(6) 料理は吸物を含み五日以内と致しませう
(7) 盛付折詰はなるべく公務員が法律に従わないのでいろいろな行政をしないためみなさんの利益が害されたときは裁判所に訴えてその処分を取り消してもらうことができます
またたとえ法律にそむいて罪を犯したといつて訴えられてもそれが無実であれば裁判所でその申しあれ開きをすることができす。
國会の作つた法律が憲法に反する悪い法律であればそのような法律は無効だから從わなくてもよいと主張して憲法で保障された権利の保護を求める

五、調度品	六、意い利
①最低必要限度に致しませう（調度品は結婚後新郎新婦協力の上取締ること）	①「荷物開き」の風習は全廢しませう
六、其の他	②「結婚式參觀のため極端な行爲はつゝしみまじめ」
このとおりです。	②婚約が決定した場合は
このようにどんな社会の病氣でも裁判所といふお医者さんに訴えれば裁判所は必ず訴えた人とその相手方の言ひ分をよく聞き証據もよく調べたうえで罰すべきは罰し正しく人は守り裁判によつて害法や法律に従つて正しに國民の自由と権利を保護し社会の正義と秩序を守るのです。	六、其の他
「社會のあるところ法律り」といわれておりますが私たちの生活は直接にあるいは間接に法に基いて営まれております。	六、其の他

(二)香奠は五拾円以内と
しませう。香奠返しは廢止致し
ませう。(ホ)忌明は出来るだけ葬
式後に致しませう。

裁判所とは



発行所 蒲生町役場
発行者 石神鎌造
編集人 川崎兼季
　　帖佐町
印刷所 キング堂印刷所

“蒲生町冠婚簡素化について”

- ★二月定例会に於て近頃派手になりつゝある冠婚簡素化について強力に推進する様決議されました。町民の御協力をお願ひ致します。

- し紅白の餅或は茶菓子
程度と致しませう

- と子
近くの婦人会長に速に
届けませう

- | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| (口)接待はお茶菓子程度にとどめませう | (イ)お料理は一汁二菜程度に止めませう | (ロ)お酒はおみき程度に止めませう |
| (口)お酒はおみき程度に止めませう | (ヘ)お料理は告別式前にすませ式後直ちに出棺して会葬致しませう | (ニ)香奠は五拾円以内とませず |
| (口)忌明は出来るだけ葬式後に致しませう | (ホ)忌明は出来ない葬式 | (ホ)忌明は出来ない葬式 |
| ・本年度迄は従来の通り新致しまして来年度より端午節句(端午祭り)五月五日 | ・本年度迄は従来の通り新致しまして来年度より端午節句(端午祭り)五月五日 | ・本年度迄は従来の通り新致しまして来年度より端午節句(端午祭り)五月五日 |

昭和二十八年二月

町議會報告

日時 二月十一日午前九時
出席者 二十三名
提出議案議案第一号 教育委員会
委員の報酬について

本件については終始眞剣に審議され次の通り議決になりました

委員長 月額 一、五〇円
副委員長 一、三五円
委員 一、七五円
議會選出委員 天至円消費者に対する米穀配給
事務の整理について

食糧管理法の改正に依り消費者に對する米穀の配給事務の整理要領が決定しこの二月から適用される事になりましたから消費者に必要な要点を次に記し一般消費世帯の御協力をと御了承を御願ひ致します。

從来主要食糧の受配に当り月が變つても約一ヶ月分はさかのぼつて受配出来て居りましたが二月末日以降年四回期別特別整理を行つて消費者の買受未済量は其の末日においてこれを打切るものとする。となつて居ます。

即ち
(一)昭和二十八年二月の
特別措置として
(二)昭和二十八年二月の
①知事の指示による二月
分の配給実施計画による昭和28年2月25日發行
日時二月十一日午前九時
議案第二号 昭和二十七年度蒲生町歳入歳出追加予算で一二、四五六円の追加となり必要最小限度のものと認め可決されました
その他の陳情十二件を夫々の常任委員会に附託し閉会中に審議することにして午後六時閉会す

種別	畑地	山林	原野	宅地	家屋
単位	一反	一反	一反	一坪	一坪
昭和二十七年評價平均	二、〇三	二、〇五	二、〇三	一、七七	一、七七
二十八年縣の指定期間平均價額	二、〇九	二、〇九	二、〇九	一、七七	一、七七
増加額	一、三七	一、三七	一、三七	一、九〇	一、九〇
比較	△	△	△	△	△
備考	△	△	△	△	△

固定資産の評價並課稅

台帳の縦覧期日について

米穀の配給は二月中に完了するものとし二月末日において消費者の買受未済量はこれを打切るものとする。

以上要約致しますと二月以降其の月分の米穀の配給は其の月中に受配しなければならないと云ふことになる様です。

次に償却資産の評価は別に示されて居る評価基準によつて評價することになつて居ります。

二、固定資産課稅台帳の對する取扱も前各項に準じ取扱うものとする以上要約致しますと二月以降其の月分の米穀の配給は其の月中に受配しなければならないと云ふことのない様致しませう

前記の通り年四回二月五月八月十一月の各月末まで致し切角の月十五日分の米穀の配給を打切られる事とのない様致しませう

このようにして處理されるとなる様です。

勸業課 配給係

印鑑證明は御承知の通り蒲生町印鑑條例に基きその印鑑が實印である事の證明であつて、不動産の登記、金融關係等に使用されており、個人にとつて重大な用件にのみ必要なもので、その取扱にはござりますが、代理人は成年者でなければなりません。

又よく子供を使つて交付を要求する方があります

印鑑は既に登録済の登記、金庫等に使用されており、個人にとつて重大な用件にのみ必要なもので、その取扱にはござりますが、代理人は成年者でなければなりません。

印鑑證明は御承知の通り蒲生町印鑑條例に基きその印鑑が實印である事の證明であつて、不動産の登記、金融關係等に使用されており、個人にとつて重大な用件にのみ必要なもので、その取扱にはござりますが、代理人は成年者でなければなりません。

又よく子供を使つて交付を要求する方があります

印鑑は既に登録済の登記、金庫等に使用されており、個人にとつて重大な用件にのみ必要なもので、その取扱にはござりますが、代理人は成年者でなければなりません。

印鑑證明は御承知の通り蒲生町印鑑條例に基きその印鑑が實印である事の證明であつて、不動産の登記、金融關係等に使用されており、個人にとつて重大な用件にのみ必要なもので、その取扱にはござりますが、代理人は成年者でなければなりません。

又よく子供を使つて交付を要求する方があります

印鑑は既に登録済の登記、金庫等に使用されており、個人にとつて重大な用件にのみ必要なもので、その取扱にはござりますが、代理人は成年者でなければなりません。

印鑑證明は御承知の通り蒲生町印鑑條例に基きその印鑑が實印である事の證明であつて、不動産の登記、金融關係等に使用されており、個人にとつて重大な用件にのみ必要なもので、その取扱にはござりますが、代理人は成年者でなければなりません。

又よく子供を使つて交付を要求する方があります

印鑑は既に登録済の登記、金庫等に使用されており、個人にとつて重大な用件にのみ必要なもので、その取扱にはござりますが、代理人は成年者でなければなりません。

又よく子供を使つて交付を要求する方があります

印鑑は既に登録済の登記

